

(案)

## 「建設業における女性活躍推進に関する新計画策定委員会」設置要綱

(趣旨)

第1条 建設業における女性活躍推進について、平成26年8月22日に一般社団法人日本建設業連合会、一般社団法人全国建設業協会、一般社団法人全国中小建設業協会、一般社団法人建設産業専門団体連合会、一般社団法人全国建設産業団体連合会（以下、「建設業5団体」という。）及び国土交通省が策定した「もっと女性が活躍できる建設業行動計画」を見直し、建設業5団体、建設産業女性活躍推進ネットワーク及び国土交通省として新たな計画の策定を行うために、「建設業における女性活躍推進に関する新計画策定委員会」（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(構成)

第2条 策定委員会は、別紙に掲げる者から構成する。

2 委員会に委員長を置き、委員長は、議長として会議の議事を整理する。

(事務局)

第3条 策定委員会の事務局は、国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課に置く。

(会議)

第4条 委員会は、委員の二分の一以上の出席をもって成立する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議に出席して意見を述べる又は説明を行うことを求めることができる。

3 委員会は原則として公開する。ただし、委員長の判断により非公開とすることができる。

4 会議配付資料は、原則として国土交通省のホームページに公開する。ただし、委員長の判断により非公開とすることができる。

5 会議における議事要旨については、会議後速やかに作成し、あらかじめ委員長に確認の上、国土交通省のホームページに公開するものとする。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、策定委員会で定めるものとする。

附則

1. この要綱は、令和元年 月 日から施行する。

「建設業における女性活躍推進に関する新計画策定委員会」

構成員

(建設業5団体)

1. 一般社団法人 日本建設業連合会
2. 一般社団法人 全国建設業協会
3. 一般社団法人 全国中小建設業協会
4. 一般社団法人 建設産業専門団体連合会
5. 一般社団法人 全国建設産業団体連合会

(建設産業女性活躍推進ネットワーク)

6. 建設産業女性活躍推進ネットワーク

(国土交通省)

7. 国土交通省